

全国消防イメージキャラクター「消太」活用マニュアル

全国消防イメージキャラクター「消太」は、以下の事項に注意して正しく使用してください。

1 「消太」の生い立ち

全国消防イメージキャラクター「消太」は、より一層「親しまれる消防」をめざして、消防防災に係る様々な広報活動に使用することを目的に、自治体消防制度60周年を記念して作成した、消防共通のイメージキャラクターです。

「消太」は、漫画家の松本零士氏を委員長とする審査委員会でデザインを決定し、1万件を超える応募の中から愛称を選定したものです。

また、「消太」の誕生日は、消防記念日である3月7日です。

2 用語の定義

このマニュアルで使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりです。

消太：「STYLE GUIDE(別添)」2ページの「消太メインイラスト・ロゴ」(商標登録済) ※イラストだけの使用、ロゴだけの使用も可能です。

展開イメージ：「STYLE GUIDE」3ページ以降のイラスト

3 使用方法

(1) 「STYLE GUIDE」の「消太」及び「展開イメージ」をそのまま使用する場合は、次の場合は、自由にご使用いただいて結構です。

① 国、地方公共団体及び消防関係団体等(消防防災関係の公益法人及びその会員を含む。)が業務の目的で使用する時。

② 報道機関が消防に係る報道及び広報の目的で使用する時。

前記①及び②に該当しない場合及び「STYLE GUIDE」にないイメージ(以下、「独自の展開イメージ」とする。)を使用する場合は、消防庁総務課広報係(Tel: 03-5253-5111)にご相談ください。

(2) 「消太」、「展開イメージ」及び「独自の展開イメージ」(以下「消太のイメージ」とする。)の使用に当たっては、「STYLE GUIDE」に定められた色、形式等を正しく使用してください。

4 使用差し止め

次に定める事項に該当する場合には、使用を差し止めることがありますので注意してください。

- ① 使用目的及び使用方法が、「消太」制定の趣旨に反すると認められるとき。
- ② 消防の印象や威信を傷つけるおそれがあると認められるとき。
- ③ 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ④ 特定の政党、候補者、宗教団体及び営利団体を支援または公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- ⑤ その他、消防庁が消太のイメージの使用について不相当と認めるとき。

5 その他

その他、ご不明の点は、消防庁総務課広報係（Tel：03-5253-5111）にお問い合わせください。